

# 四国銀行アプリ利用規定

## 【四国銀行アプリ利用規定】

四国銀行アプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社四国銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォン専用アプリケーション「四国銀行アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）を利用する場合の取扱いを明記したものです。

なお、特段の定めがない限り、「インターネットバンキング」サービス規定における定義が本規定においても適用されるものとし、本規定に定めがない事項については、「インターネットバンキング」サービス規定をはじめ、本アプリにより行われる取引に適用される当行所定の各種規定が適用されます。

### 1. サービス内容

本アプリは、お客様のインターネットに接続可能なスマートフォンにダウンロードした当行所定のアプリケーションを使用して、第5条～第9条に定めるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただけるものです。

- (1) 本サービスの利用は、日本国内に限られます。また、本サービスを利用できるスマートフォン等の端末機は、当行所定の利用環境に限られますので、当行ホームページでご確認ください。
- (2) 「＜四銀＞インターネットバンキング（以下「IB」といいます。）」サービスを利用されていないお客様が本アプリの利用登録を行うと、IBサービスについても同時に利用登録されます。なお、2022年3月以前から本アプリをご利用しているお客様は、2022年3月以降のアップデートにより、旧データが移行されます。この際に本アプリに登録されている口座のうち、IBサービスにご登録がない口座については、同時にIBサービスの利用登録がされます。

### 2. 規定への同意

本規定にご同意いただけないお客様は、本サービスの利用も本アプリのダウンロードもできません。また利用については、本規定等の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

### 3. 利用条件

- (1) 本サービスは、普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカード等（以下、「キャッシュカード」といいます。）をご利用の個人のお客様本人が対象です。事業用途でのご利用は本サービスの対象外となります。
- (2) 本アプリは1端末につき、本アプリ初回利用時に登録する普通預金口座1つ（以下、「代表口座」）の他に、普通預金、貯蓄預金、定期預金、外貨預金、投信口座、カードローン口座を「関連口座」として登録できます。
- (3) 第4条に基づく利用登録が必要です。
- (4) システムメンテナンスなどにより利用できない時間帯がありますので、当行ホームページでご確認ください。

### 4. 利用登録

- (1) 本アプリの利用登録  
お客様のスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預金口座の店番号・口座番号・キャッシュカード暗証番号等のご本人情報、画面に指定する項目を入力の上、本サービスで利用する「アプリ暗証番号」を設定してください。
- (2) 本アプリの利用登録後の利用方法

- (1) 本アプリを起動し、「アプリ暗証番号」を入力します。
- (2) 利用登録後は、生体認証機能（スマートフォン端末機に登録されている指紋等を利用する認証方式）を利用することで、アプリ暗証番号の入力を省略することができます。ただし、生体認証機能は、当行所定の機能を備える端末でのみ利用可能です。指紋等のデータは、お客様のご利用するスマートフォン端末機内に保管されるものであり、当行では指紋データ等の生体情報の保管はいたしません。

### 5. 本アプリでご利用いただけるサービス

- (1) 関連口座の照会・保存サービス
  - (1) 本アプリに当行所定の手続きでご登録いただいた普通預金口座またはカードローン口座の残高や入出金明細を照会・保存することができます。
  - (2) ただし、残高等の口座情報は当行所定の時刻における内容であり、お客様が口座情報の照会を行った時点の内容とは異なる場合があります。なお、これに起因してお客様に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
  - (3) ご照会いただける入出金明細の内容は、当行所定の期間内のものとなります。
- (2) 明細情報の自動更新機能  
本アプリでは、取引明細情報の自動更新機能を利用すると、入出金があった場合に取引明細を自動で取得します。また、取引明細が更新されたことをお客様のスマートフォンに通知します。
- (3) 各種情報発信（プッシュ通知）サービス  
当行はアプリ利用者に対し、本アプリの機能を利用して以下の情報等を提供します。
  - (1) キャンペーン情報、各種情報・広告等  
当行あるいは当行以外の事業者（以下、「出稿者」といいます。）が提供する広告もしくはアンケートなどを挿入することができるものとします。なお、配信を希望されない場合や位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。
  - (2) お知らせ配信  
プッシュ通知の利用有無にかかわらず、アプリ利用端末の位置情報と連動して重要なお知らせを通知する場合があります。
- (4) スマート通帳機能  
本アプリに当行所定の手続きでご登録いただいた口座の前日以前の入出金明細を保存、および表示することができます。また本アプリに保存された入出金明細に、任意に入力する文字等をメモ登録することができます。
- (5) 振込・振替サービス  
振込・振替サービスは、本アプリに登録した口座から当行の本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座宛に、振込または振替を行うサービスをいいます。本サービスの利用については、「＜四銀＞インターネットバンキングサービス規定」5.「振込・振替サービス」に定める内容により取扱います。
- (6) ワンタイムパスワードサービス  
本アプリで指定する一部のサービスのご利用時およびIBサービスにおけるご利用時や取引時の本人確認が必要となる、一定時間ごとに変化する可変的なパスワードのことをいいます。なお、本サービスでは＜四銀＞インターネットバンキングサービス規定」に定める内容により取扱いします。

- (7) 諸届 Web 受付サービス  
本アプリに登録した代表口座および関連口座に係る各種諸届の受付を行うサービスです。  
本サービスの利用については<四銀>インターネットバンキングサービス規定「11. 諸届 Web 受付サービス」に定める内容により取扱します。

## 6. スマート通帳

- (1) 預金の受入れ  
スマート通帳の預金口座にATMで入金できない大口の現金、硬貨等を受入れるときは、当行所定の書類に記入して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。なお、手形、小切手、配当金領収書等のその他の証券類の受入れはできません。
- (2) 預金の払戻し等
- ① スマート通帳の普通預金、貯蓄預金の払戻し、または定期預金の解約をするときは、当行所定の払戻請求書等に記名押印（届出印）して、本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。
  - ② 前項に定める記名押印は、預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
  - ③ 前2項の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約の手續きに加え、当該預金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。
- (3) 預金口座の解約
- ① スマート通帳の預金口座を解約する場合には、本アプリのスマート通帳表紙画面を提示のうえ、当行本支店に申出てください。
  - ② 前項の解約手續きに加え、この預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) 通帳によるサービスについて  
スマート通帳の預金口座は、「自動機による振替入金」等の通帳によるサービスはご利用いただけません。
- (5) 通帳からスマート通帳への切替
- ① お客さまは、当行所定の方法により、通帳をスマート通帳に切り替えいただくことができます。ただし、お客さまが当行所定の条件に該当する場合は、お申込みいただくことができません。
  - ② 通帳をスマート通帳に切り替えた場合、通帳は切替時点でご利用いただけなくなります。
  - ③ 切替時点で通帳に記帳されていない入出金の明細は通帳に記帳いたしません。当該明細は、本アプリのスマート通帳でご確認ください。
- (6) スマート通帳から通帳への切替
- ① 通帳からスマート通帳に切り替えた後、スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の切替申込書に記名押印（届出印）して、この預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリのスマート通帳表紙画面の提示とともに提出してください。
  - ② スマート通帳を通帳に切り替える場合は、当行所定の通帳再発行手数料をいただきます。

## 7. 目的別預金

### (1) 概要

- ① 目的別預金口座とは、アプリで開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない（媒体不発行方式）貯蓄預金口座です。開設にあたっては、アプリ上で所定の方法によりお申込手續きをおこなってください。
  - ② 既存の貯蓄預金口座を目的別預金口座へ切り替えることはできません。本口座を媒体発行方式の貯蓄預金口座へ切り替えることもできません。
- (2) お取引の制限等  
目的別預金口座を開設する際に、お客さまが指定した代表口座もしくは関連口座の内一口座のみ（以下「紐づけ口座」）との間での振替のみご利用できます。そのため、お預け入れ、払い戻し等のお取引を現金自動入出金機（ATM）や当行本支店窓口でおこなうことはできません。また、各種料金等の自動支払いをする、給与、年金および配当金の自動受取口座として指定すること、<四銀>インターネットバンキングに登録することもできません。
- (3) 積立ルールの設定
- ① 目的別預金では、積立の周期や積立金額（以下、「積立ルール」といいます。）を設定することができます。なお、積立ルールは目的ごとに1つ設定することができます。
  - ② 積立日には、設定した積立金額分の預金を紐づけ口座から目的別預金口座へ振替し、本アプリ上では振替した預金を対象の目的へ入金します。ただし、積立により目的の残高が目標金額を超える場合には、超える部分の金額は「目的フリー」へ入金します。
  - ③ 同一日に複数の積立が行われる場合、合算した金額で紐づけ口座から目的別預金口座への振替を行います。
  - ④ 積立の設定・変更・削除は翌日から適用されます。
  - ⑤ 積立日を毎月29日～31日に設定した場合で、当該日が存在しない月はその月の月末日を積立日として取扱います。
  - ⑥ 積立日が、1月1日から1月3日にあたる場合、1月4日に積立を行います。
  - ⑦ 以下の場合には、積立を行うことができません。
    - A. 積立ルールを設定した目的の残高が目標金額に到達している場合
    - B. 積立金額の振替時点において、設定内容に基づく積立金額が、紐づけ口座より払い戻すことのできる金額（貸越契約がある場合でも貸越可能残高は含みません）を超える場合
    - C. 紐づけ口座が解約済の場合
    - D. 紐づけ口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手續きを行った場合
    - E. 紐づけ口座に関して、差押等やむを得ない事情があり当行が不相当と認めた場合
    - F. その他当行が積立の停止を必要と認めた場合
  - ⑧ 以下の場合には、以降の積立は行われません。
    - A. 目的の残高が目標金額に到達し、「達成」ボタンをタップした場合
    - B. 設定画面から積立ルールを削除した場合
    - C. 目的を削除した場合
    - D. 本アプリの利用を解除（目的別預金口座を解約）した場合
- (4) 目的別預金の解約等  
本アプリの利用解除を行った場合または本アプリから目的別預金口座の解約を行った場合、目的別預金口座は解約されます。目的別預金口座の解約により、目的別預金口座内の残高は、全額紐づけ口座へ入金されます。ただし、お客さまのご利用状況によっては、目的別預金を解約できない場合がございます。
- (5) 貯蓄預金規定の適用

本規定は、普通預金・貯蓄預金共通規定および貯蓄預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については普通預金・貯蓄預金共通規定および貯蓄預金規定にもとづいてお取扱いたします。

## 8. 家族口座見守りサービス

- (1) お客さまが、提供先として登録したご家族等に、指定した条件で預金口座の残高、入出金明細を参照が可能となることおよび、入出金の通知が行われるサービスをいいます。
- (2) 家族口座見守りサービスの利用については、＜四銀＞インターネットバンキング利用規定の「家族口座見守りサービス」の項目に従うものとします。

## 9. スマホ ATM サービス

### (1) 概要

当行が提携するセブン銀行のATM（以下「セブン銀行ATM」といいます）で本サービスの利用を選択して、セブン銀行ATMの画面表示に従って本アプリおよびセブン銀行ATMの操作を行うことにより、キャッシュカードを使用せずにセブン銀行ATMから本アプリに登録された普通預金口座への現金の預入れまたは現金の払戻しが可能となります。

### (2) 利用条件

- ① 本アプリでのワンタイムパスワードサービスの利用登録が完了している場合にのみご利用いただけます。
- ② 本サービスで現金の預入れまたは払戻しができるATMは、セブン銀行ATMに限ります。

### (3) 現金の預入れ

セブン銀行ATMで本サービスの利用を選択して、セブン銀行ATMの画面に表示された操作手順にしたがってセブン銀行ATMに預入れに係る現金を投入するとともに、本アプリおよびセブン銀行ATMで所定の操作を行ってください。

### (4) 現金の払戻し

- ① セブン銀行ATMで本サービスの利用を選択して、セブン銀行ATMの画面に表示された操作手順にしたがって、本アプリおよびセブン銀行ATMで所定の操作（当行届出のキャッシュカードの暗証番号と払戻し金額の入力を含む。）を行ってください。
- ② セブン銀行ATMで用意されている紙幣等が不足している場合には、本サービスによる現金の払戻しを中止するか、セブン銀行ATMの画面に表示された範囲で改めて払戻し金額をセブン銀行ATMに入力するかのいずれかを選択してください。後者を選択した場合にはセブン銀行ATMに入力した金額の払戻しが行われるものとします。
- ③ お申し出等により、ATM取引が制限されている場合は、本サービスによる現金の払戻しはできませんので、予め停止状態を解除してから前項の操作をしてください。
- ④ セブン銀行ATMでの1回あたりの払戻し限度額は、当行があらかじめ定めた額、お客さまが当行所定の方法により個別に設定した1回あたりの払戻し限度額またはセブン銀行ATMの画面に表示された範囲で改めて払戻し金額をセブン銀行ATMに入力するかのいずれかを選択してください。後者を選択した場合にはセブン銀行ATMに入力した金額の払戻しが行われるものとします。また、セブン銀行ATMでの1日あたりの払戻し限度額は、当行があらかじめ定めた額またはお客さまが当行所定の方法により個別に設定した1日あたりの払戻し限度額のいずれか低い方の金額の範囲内とします。なお、払戻し金額の単位は、セブン銀行ATMについて当行またはセブン銀行が定めた金額とします。
- ⑤ 当行は、セブン銀行ATMの操作の際に入力されたキャッシュカードの暗証番号と、当行届出のキャッシュカードの暗証番号とが一致することを、当行所定の方法により確認して現金の払戻しを行います。暗証番号の不一致が当行所定の回数を超

えた場合、本サービスおよびキャッシュカードでのATM取引を停止させていただきます。

### (5) セブン銀行ATMの利用手数料

- ① セブン銀行ATMを利用して現金を預入れる場合および現金を払戻す場合には、キャッシュカードを使用する場合と同様の判定基準により、当行およびセブン銀行所定の利用手数料をそれぞれいただきます。なおこの場合、セブン銀行所定の利用手数料は、次項にもとづき引落としをしたうえで当行からセブン銀行に支払います。
  - ② 第1項の利用手数料は、いずれも現金の預入時および払戻時に当該預金口座から自動的に引落しします。
- (6) 本サービスの利用中止  
スマートフォンの盗難・紛失等の理由により、本サービスの利用中止を行いたい場合は、当行所定の方法により申込み手続きを行ってください。

## 10. 注意事項

### (1) 通信料のお客さま負担

アプリの利用およびダウンロード、Webの利用には別途通信料がかかります。お客さまのご負担になります（再設定等の際にかかる通信料も含まれます）。

### (2) 暗証番号や媒体の管理

- ① アプリ暗証番号は、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。なお、アプリ暗証番号の不正使用等の恐れがある場合は、利用を停止し、すみやかに当行に本サービスの停止を届け出てください。
- ② スマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。
- ③ 本アプリを利用しているスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。万が一、盗難・紛失に遭われた場合は、速やかに当行に連絡するとともに、お客さまが加入している通信事業者（キャリア）へも連絡し、回線停止のお手続きを行ってください。
- ④ スマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。スマートフォンを処分する際も、本アプリを必ず削除してください。
- ⑤ 利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。なお、お客さまが本サービスの利用再開を希望する場合は、当行所定の手続きが必要となる場合があります。
- ⑥ 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。操作によりウイルス感染させる目的の悪意ある四国銀行アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのスマートフォン内の情報が漏えいする可能性があります。

### (3) 自動的な利用解除

お客さまが当行所定の期間利用しなかった場合、本サービスは自動的に利用解除されます。

## 11. 本アプリに関する確認事項

- (1) お客さまが本アプリを初期化または削除した場合、本アプリで保存されている取引明細はすべて消去されますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更・改良（以下、「アップグレード」といいます。）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまの

スマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用になれない場合があります。

- (3) 本アプリの著作権その他一切の知的財産権は当行に帰属します。当行はお客さまによる本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

## 12. 免責事項

- (1) 機種変更、端末初期化、通信圏外での利用等、スマートフォンおよびその利用の状況、通信機器、回線、コンピューター等の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、または本サービスを利用し保存した情報・データが消失した場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2) 当行が本人確認手続きを行ったうえで本サービスを取扱いした場合、取引依頼者をお客さま本人とみなし、端末機等の盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行に故意または過失のある場合を除き責任を負いません。
- (3) 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) アプリ暗証番号の保管に関して、お客さまが本規定に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。またこれにより当行に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。
- (5) 各条項において当行の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については当行の予見可能性の有無に関わらず、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

## 13. サービスの変更等

当行は、本サービス、および本規定の内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。  
この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

## 14. 顧客情報の取扱い

本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスおよび「<四銀>インターネットバンキング」サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他第三者に処理させることができるものとします。また当行は法令や裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

## 15. 規約の準用

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当行の各種預金規定、四国銀行キャッシュカード規定、カードローン契約書（当座預金契約書）、インターネットバンキング利用規定等当行の他の規約の定めを準用します。

## 16. 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2024年2月5日現在